

会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本グラススキー協会（以下「本協会」という。）の会員に関し必要な事項を定めるものである。

(種別)

第2条 本協会の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的、事業に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 普通会員 本協会の目的、事業に賛同して入会した団体所属の個人
- (3) 賛助会員 本協会の事業を援助する個人又は法人
- (4) 名誉会員 本協会に特に功労のあったもので総会の決議をもって推薦された者

(入会手続)

第3条 会員の入会は、定款第3章社員の定めのとおりとする。

- 2 会員になろうとする者は所定の入会申込書を提出しなければならない。

(入会金及び年会費)

第4条 定款第8条に定める経費の負担としての入会金及び年会費は以下のとおりとする。

- 2 入会金
 - (1) 正会員 入会金を要しない
 - (2) 普通会員 入会金を要しない
 - (3) 賛助会員 50,000 円
 - (4) 名誉会員 入会金を要しない
- 3 年会費
 - (1) 正会員 (個人) 10,000 円
 - (1) 正会員 (団体)

(1) 公認クラブ	10,000 円
(2) 公認スキー場	100,000 円
(3) 公式メーカー	100,000 円

- (2) 普通会員 一般 2,000 円 ジュニア (高校生以下) 1,500 円
- (3) 賛助会員 1 口 50,000 円(口数を制限しない)
- (4) 名誉会員 年会費を要しない

(入会金及び年会費の納入)

第5条 普通会員の年会費の納入は、各団体をとおして行うものとする。

- 2 団体に属さない会員は、入会金及び年会費を協会指定の口座に振り込むものとする。

(会員名簿への登録)

第6条 入会を認められた会員は、本協会の会員名簿に登録し、会員名簿は本協会の事務局で保管する。



2 普通会员の登録は、1つの団体からのみの登録とする。

(個人情報の保護)

第7条 本協会並びに入会した団体は別に定める個人情報保護基本方針及び会員データ管理規程により、個人情報を保護しなければならない。

(会員の義務)

第8条 会員は、定款の目的を達成するための活動に努めなければならない。

2 会員は、前項の活動を行うに当たって、諸法令の定めに従うほか、本協会の定款及び諸規程を遵守しなければならない。

(会員の権利)

第9条 会員はグラススキースポーツを普及する喜びを享受するほか以下の権利を有する。

- (1) 本協会の目的達成を目指す各会員活動への支援を受けること
- (2) 本協会よりの各種情報及び資料の提供を受けること
- (3) 本協会の主催する各事業への参加すること
- (4) 本協会が定める技術認定及び指導者資格の取得すること
- (5) 本協会の表彰規程による表彰を受けること
- (6) 本協会が常設する専門部もしくは臨時に設置する委員会等の委員就任すること

(会費の使途)

第10条 第4条の入会金及び年会費は毎事業年度の公益目的事業に使用する。

(退会)

第11条 会員はいつでも退会通知を本協会に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金、年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除名)

第12条 会員の除名は、定款10条の定めを準用する。

2 会員の除名が審議される総会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員資格の喪失は、定款11条の定めを準用する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事会及の議決を経て、別に定める。

(附則)

1 この規程は公益法人設立の登記の日から施行する。(平成21年5月15日理事会決議)

